

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村 介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

計4枚（本紙を除く）

Vol.1516

令和8年6月25日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

老 発 0625 第 3 号
令和 8 年 6 月 25 日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 219 号）が別添のとおり公布され、本年 8 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険の高額介護（予防）サービス費（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に規定する高額介護（予防）サービス費をいう。以下同じ。）に関する自己負担については、それぞれ政令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められている。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。）に定める高額介護（予防）サービス費に係る負担上限月額の所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が 80.9 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 7 年の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 27 条に規定する老齢基礎年金（満額）（20 歳から 60 歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。）が 80.9 万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。

第 2 改正の内容

高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の基準の一部について、80.9 万円から 82.65 万円に見直すこととする。（施行令第 22 条の 2 の 2 及び第 29 条の 2 の 2 関係）

第3 施行期日

令和8年8月1日

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項（同法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条第二項及び第六十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「八十万六千七百円」を「八十二万六千五百円」に改める。

一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第六号

二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第三項第六号

三 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第四項第六号

四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五条第一項第六号

号

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二の二第九項及び第二十九條の二の二第九項中「八十万九千円」を「八十二万六千五百円」に改める。

(施行期日)

(健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

(船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為)

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第七條 新國民健康保險法施行令第二十九條の三第四項（第六号に係る部分に限る。）の規定は療養

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 新高齢者医療確立

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗